

健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、健康推進課分室におけるデジタル複合機（以下「物件」という。）の賃貸借及び保守に関し、下記の契約条項により賃貸借及び保守の契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は物件を甲の使用に供し、適切な操作方法を甲に指導するとともに、物件に必要な消耗品（用紙を除く。）の円滑な供給を行い、物件が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行うものとする。甲はこれに対して賃貸借料及び保守料金を乙に支払うものとする。なお、物件の仕様その他の条件は、この契約に定めるほか別紙「健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守仕様書」によるものとする。

（設置場所）

第2条 物件の設置場所は、奈良総合庁舎（奈良市法蓮町757）4階、健康推進課分室内とする。

（賃貸借及び保守期間）

第3条 物件の賃貸借及び保守期間は、機器納入・設置日の翌営業日から令和13年2月28日までとする。

2 乙は甲と調整の上、令和8年4月1日から令和8年4月13日までの間に納入・設置（設定等を含む）を行うこととし、前項の賃貸借及び保守に伴う準備期間を、令和8年3月26日から機器設置日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（賃貸借料及び保守料金）

第5条 甲が乙に支払う賃貸借料及び保守料金は、別紙記載の「賃貸借料金（月額）」、「保守料金（1枚あたり単価）」欄に記載した額によるものとする。ただし、別紙記載の賃貸借料金及び保守料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとし、消費税等の税率が法律の施行により変更となった場合及び法律が改正された場合には、消費税額、消費税込額を変更するものとする。

2 物件の納入時期その他の事由により、賃貸借料に1ヶ月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき事由により複合機を使用できない期間があったときは、甲乙協議の上、日割り計算等の方法により、当該月の賃貸借料金を算出（円未満は切り捨て）するものとする。

3 物件の初期設置（搬入、据付、配線、接続及び調整等）、保守にかかる経費（用紙は除く）は、すべて保守料金に含めるものとする。

（賃貸借料及び保守料金の請求・支払い）

第6条 乙は、毎月末において甲の確認を受けて、複写サービス枚数を算出し、第5条に規定する賃貸借料及び保守料金を甲に対して請求するものとする。

2 乙の技術員が機器の点検調整のために使用した複写枚数及び乙の責に帰すべき故障が原因で不良品が生じた場合は、その枚数を除いた上で、又はそれと同等の措置を講じた上で料

金を算出するものとする。

3 甲は、前項による乙からの適正な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料及び保守料金の支払いを遅延した場合、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの法令所定の遅延利息を加算して支払う。

（物件及び消耗品の所有権及び使用・管理）

第7条 物件及び消耗品の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良な管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。なお、消耗品については乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、物件及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなどのほか、物件の現状を変更するような行為及び消耗品をほかに流用する行為をしてはならない。

3 甲は、物件及び消耗品を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 甲は、物件を第2条に定める場所から移転する場合は、予め乙の承諾を得るものとする。

（物件の保守点検）

第8条 乙は、物件を甲が正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に派遣して保守点検・調整を行うものとする。

2 物件が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 保守対応時間は土日祝日を除く開庁日の9時～17時とし、4時間以内で保守作業に着手しなければならない。

4 乙は、各物件のメンテナンス状況及び1ヶ月あたりの出力枚数の資料を甲に提出するものとする。

5 乙は、甲の要請があった場合、ネットワークアドレス等の設定変更を行うものとする。

6 物件の保守点検及び修理において、テストプリントを行った際に使用した枚数は1ヶ月の総使用枚数から除く、又はそれと同等の措置を講じるものとする。

7 乙が派遣した技術員の業務上の行為はすべて乙の責任とする。

（消耗品の供給）

第9条 感光体に関する消耗品およびデベロッパについては、乙の技術員の点検または甲の通知に基づきコピー品質維持のため乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回または甲の申し出によって予備手持ち量の不足を知ったときは、乙は、当該消耗品を供給するものとする。

（保険）

第10条 乙は、物件について契約期間中は、継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結し、その費用を負担する。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（危険負担）

第11条 納入前に物件に滅失毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 納入後に物件に滅失毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第12条 契約期間中、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであり、物件の正常な運転及び操作ができないときは、乙の負担により、必要な補修及び交換を行うものとする。

（損害賠償）

第13条 甲は、第16条第1項各号による契約解除をした場合、及び物件に重大な欠陥が認められ正常な運転等を維持できず、甲が業務遂行上損害を被ったときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 乙は、甲の故意又は重大な過失によって物件の機能が低下し、又は損傷したことによって被害が発生したときは、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、甲に対してその賠償を請求することができる。

3 前項の場合、第9条において保険で補償される損害相当額に対しては、甲はその責任を免れるものとする。

（債権及び債務の相殺）

第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対し支払う賃貸借・保守料金と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるとときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

（履行不能の場合の措置）

第15条 乙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての賃貸借料及び保守料金の支払い義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、契約の全部またはその一部を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責に帰する事由により契約期間開始日に契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

- (6) 乙がこの契約に違反することにより、第一条に掲げる目的を達することができないと認められたとき。
 - (7) 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (10) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (13) 第11号及び第12号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (14) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第9号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (15) この契約に係る購入契約等に当たって、第9号から第13号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、甲が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (16) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。
- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
 - 3 甲は、第一項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
 - 4 甲が第一項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
 - 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
 - 6 第一項による契約の解除に伴う物件の返還に要する費用は、一切を乙が負担する。
 - 7 甲は、第一項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第17条 乙は、甲がこの契約により使用している物件に対し債権その他の担保権を設定してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め書面による甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（立入）

第18条 乙（乙の委託を受けた者を含む。）及び乙が使用する者は、物件の納入、保守又は管理等のため、甲の承諾を得て物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、立ち入る者は必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

（物件の設置）

第19条 乙（乙の委託を受けた者を含む。）及び乙が使用する者は、保管場所に物件を搬入し、設置、調整及びこれに付随する作業等を行い、物件が完全に作動することを確認のうえ設置するものとする。なお、納入・設置当日中に作業を完了し、甲による検収を受け、了承を得なければならない。

2 乙は、前項の設置後に甲の職員が物件の操作対応及び故障対策に初期対応できるよう説明又は教育するものとする。

（物件の返還）

第20条 乙は、契約期間が終了したときは、物件を撤去回収するものとし、その費用を負担する。

（物件の取替、改造及び追加）

第21条 甲は、物件の取替又は改造を希望するとき、及び物件に他の機器を追加する必要が生じたときは、予め文書をもって乙に協議するものとする。

2 物件の取替、改造及び追加に伴う費用やその後に発生する費用は、別途甲乙協議してこれを定める。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第22条 乙（乙の委託を受けた者を含む。）及び乙が使用する者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

2 乙及び乙が使用する者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（契約内容の変更）

第23条 甲及び乙は、必要があると認める場合は協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（事情変更による契約金額の変更）

第24条 契約締結後において、経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額を更改することができる。

（予算の減額又は削除に係る契約の解除等）

第25条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 甲が前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約に係る経費)

第27条 本契約の締結にかかる経費については、乙の負担とする。

(補則)

第28条 この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事 山下 真

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

設置場所	機種等	賃貸借料 (月額)	保守料金 (1枚あたりの単価)	
			モノクロ	カラー
奈良総合庁舎 4階 健康推進課 分室				